細則２－10　圧縮天然ガス等充塡設備を設置する給油取扱所の自主保安基準

|  |  |
| --- | --- |
| 定める必要がある施設 | 圧縮天然ガス又は液化石油ガス（以下「圧縮天然ガス等」という。）等を内燃機関の燃料として用いる自動車等に当該圧縮天然ガス等を充塡する設備（以下「圧縮天然ガス等充塡設備」という。）を設置する給油取扱所 |

第１　総則

当所の圧縮天然ガス等充塡設備の保安管理等は、本編及び関係する細則によるほか、第２で定める「圧縮天然ガス等充塡設備の保安管理等の基準」に基づき行うものとする。

第２　圧縮天然ガス等充塡設備の保安管理等の基準

１　高圧ガス製造保安統括者、高圧ガス製造保安員は、予防規程の立案、改正に参画するものとする。

２　所長は、高圧ガス製造保安統括者、高圧ガス製造保安員が旅行、疾病その他の事故等により不在となる場合に備え、職務代行者をあらかじめ指定し、保安業務に間隙を生じない体制を確保するものとする。

３　高圧ガス製造保安統括者、高圧ガス製造保安員及び職務代行者は、高圧ガスの保安に係る業務を行うものとする。

４　圧縮天然ガス等に係る火災又は漏えい等が発生した場合は、自衛消防隊長の指揮のもと、直ちに初期消火、顧客等の避難・誘導、消防機関への通報、漏えい防止等の応急措置を講じるものとする。

５　３の応急措置が間に合わず、当所外に圧縮天然ガス等が漏えいして拡散するおそれがある場合は、当所周辺地域の住民等に火気使用の禁止、その他必要な協力を求めるものとする。

６　所長は、圧縮天然ガス等に係る火災又は漏えい等に備え、防災資機材等の整備に努めるものとする。

７　その他

圧縮天然ガススタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置する場合は、固定給油設備の１回の連続したガソリン等の給油量の上限を100Ｌ以下に設定するものとする。